

「更生保護ボランティア」に関する実態調査 - 保護司を中心として - の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(フォローアップ)の概要

【勧告先】法務省 【勧告日】令和3年1月29日 【回答日】令和4年9月15日（改善状況は令和4年9月12日現在）

目的

保護司活動に対する指導・支援の充実、担い手の安定的な確保の観点から、保護司活動の実施状況、国による指導・支援の実施状況等を調査

ポイント

【勧告】

- ◇ 調査結果に基づき、法務省に対し、
 - ① 担当保護司の複数指名の活用を促進
 - ② 自宅以外の面接場所の確保を推進
 - ③ 保護司候補者検討協議会の効果的な開催のための情報提供など5事項を勧告

【法務省の講じた主な改善措置状況】

- ◇ この勧告を踏まえ、法務省は、
 - ① 保護観察所に対し、複数指名の具体的な活用方法を通知
 - ② 保護観察所に指示し、自宅以外の面接場所の確保について市町村等に協力依頼
 - ③ 保護司候補者検討協議会等に係る好事例集を保護観察所及び保護司会と共有などを実施し、勧告した事項については、必要な改善措置が講じられ、保護司活動に対する指導・支援の充実、担い手の安定的な確保の取組が進められている。

- ・ 詳細については、次ページ以降のとおり

I 保護司の育成＜担当保護司の複数指名＞

制度・取組の概要

- 保護観察所長は、一人の保護観察対象者（以下「対象者」という。）に対して複数の保護司を指名することができる。
- 法務省は、居住先等の調整や処遇活動の具体的な進め方を学ばせるなど、新任保護司等経験年数の少ない保護司に対する育成等のため、保護観察所に対し、複数指名の検討に当たっての留意点を示している。

勧告（主な調査結果）

保護観察事件等の性質を踏まえつつ、複数指名の好事例を示し、活用を促すべきである。

また、保護観察官及び担当保護司に対し、それぞれの保護司の役割等について、対象者等への説明の実施を徹底させるべきである。

＜主な調査結果＞

（委嘱後早期の担当指名の必要性）

- ✓ 経験の不足や担当指名がないことが、保護司の不安材料や早期退任の理由になっていた。

（複数指名の活用状況）

- ✓ 複数指名の実績がある保護司は約2割と少ない。実績がある保護司や保護観察官からは、保護司への経験付与、ノウハウ伝承の観点から複数指名に肯定的な意見があった。
- ✓ 保護観察官の中には、複数指名は「対象者からみたときに、どちらの保護司が主担当なのか混乱する」ため複数指名を行っていないとする例がみられた（保護司からも同旨の指摘があった。）。

※ 法務省は、担当課長通知にて、保護観察官及び担当保護司に、対象者に対し各担当保護司の役割等について説明させるなどして、その理解を得るよう努めることとしているが、現場に十分浸透していない。

主な改善措置状況

勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施

- 保護観察所に対し、次を内容とする複数指名の具体的な活用方法について通知
 - i) 新任保護司（委嘱後4年未満）が担当する場合は原則複数指名すること。
 - ii) 学校や福祉機関等の関係機関との連絡調整が必要等複数指名を積極的に実施すべき事案を具体的に例示
 - iii) 対象者等に対し、各保護司の役割説明シートを活用するなど、その役割分担について分かりやすく説明すること。

【上記措置の効果】

⇒ 複数指名したことで保護司の負担が軽減した事例

性別が異なる保護司を複数指名したことで、対象者の心情等に配慮したきめ細かな処遇等が可能となった。また、担当保護司間で今後の見通し等を確認できるため、支援が軌道に乗るまでの保護司の心理的な負担が軽減されるなどの効果があった。

- 保護観察所等が出席する会議において、上記好事例を含む複数指名の活用状況等を共有し、更なる活用を促進

⇒ 3保護観察所を抽出し、新任保護司の複数指名の活用状況を確認。2回目以降の担当であることにより新任保護司が希望しなかったなどの場合を除き、複数指名が活用されていた。

Ⅱ 保護司の活動環境の整備①＜保護観察対象者との面接場所の確保支援＞

制度・取組の概要

- 保護司が自宅以外に面接できる環境を整備するため、更生保護サポートセンター※（以下「サポートセンター」という。）の拡充や公民館等の活用が必要とされている。

※ サポートセンターは、保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行うための地域における活動拠点であり、令和元年度末までに、全保護司会がサポートセンターを設置済み。

勧告（主な調査結果）

保護司のニーズに応じて自宅以外の面接場所を確保する取組を推進するため、次の取組を促進するべきである。

- ① 個々の保護司の事情を踏まえ、面接場所に利用できる場所の確保を市町村に依頼するなど、保護司等を支援する取組
- ② サポートセンターの設置場所、開所時間が面接場所としての利用に適したものとなるよう支援する取組

＜主な調査結果＞

（保護司による自宅以外の面接場所の確保）

- ✓ 自宅以外の場所で面接を行うことがある保護司は多く（約7割）、理由として、自宅を面接場所にする際に感じる不安や負担感を挙げる者が少なくなかった。

（サポートセンターの利用状況等）

- ✓ サポートセンターの面接利用は低調（保護司の約7割は、面接で利用せず。）
- ✓ 設置場所や開所時間※と、保護司の実際の活動とが必ずしもマッチしていなかった。

※ 保護司会の担当区域が広い場合、自宅からサポートセンターが遠い保護司はおのずと存在。また、サポートセンターの開所時間は、8割超が平日のみの昼間（9時～18時の間）。一方、保護司が面接を行う主な時間帯は、平日の夜間（18時以降）（約4割）や土日祝日（約2割）であった。

- ✓ 保護司の要望を踏まえ、一時的な面接場所の確保、サポートセンターの開所時間の見直し等に取り組む保護司会がみられた。

主な改善措置状況

勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施

- 保護司会等及び抽出した保護司を対象に、自宅以外の面接場所に係る実態調査を実施。また、保護観察所に指示し、保護観察所は、当該調査結果を踏まえ、保護司会と協議の上、面接場所対応方針を作成。対応方針に基づき、保護司会と共に市町村等に訪問し協力を求めるなどの取組を実施
- 総務省との連名で、市町村等に対し、面接場所の確保等の協力依頼を発出。また、法務大臣から、市町村等の長宛てに、保護司活動への協力を求める書簡を送付

【上記措置の効果】

⇒ 令和4年4月までに、

- i) 103の保護司会において、面接場所として利用可能な公共施設を新たに確保※

※ 297保護司会において市町村等に協力依頼を実施

- ii) 新たに37の保護司会において、サポートセンター等面接場所につき、開所時間、設置場所を見直し

（見直し等がなされた保護司会からの意見）

- ・ サポートセンター以外の公共施設が多数確保され、自宅から面接場所までの距離が近くなり利用しやすくなった。
- ・ サポートセンターが入居する公共施設の開所時間以外でも使用できるようになり、使い勝手がよくなった。

Ⅱ 保護司の活動環境の整備②<報告書に係る情報技術の活用>

制度・取組の概要

- 保護司が作成して保護観察所長に提出する保護観察経過報告書等は、犯罪をした人や非行のある少年の保護観察の経過等について記載するものであり、秘匿性が求められるもの
- 報告書の作成に当たっては、パソコンなどの電子機器を利用することができる※。

※ 書類よりも個人情報の漏えいの危険性が高いとし、パソコンを利用する場合には、インターネットに接続していないパソコンを使用するなどの留意点が示されている。

勧告(主な調査結果)

報告書の作成・提出に情報技術が利用できるようにするため、例えば、内容の秘匿性に応じてセキュリティを確保した情報システム環境を整備するとともに、その運用を徹底するための保護観察官や保護司に対する研修を実施するなどの措置を講ずるべきである。

<主な調査結果>

(報告書の作成・提出方法の状況)

- ✓ 情報セキュリティへの懸念等から、報告書の作成にパソコンを利用している保護司は少なく(手書きのみが約8割)、保護観察官によっては、積極的にパソコンの利用を勧めていない実態があった。
- ✓ 電子メールでの報告書の提出が認められておらず、多くの保護司は郵送により提出

(報告書の作成・提出の負担)

- ✓ 報告書の作成・提出に負担を感じている保護司は多く(約5割)、手書きや郵送が手間とする意見があった。

主な改善措置状況

勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施

- 十分な情報セキュリティを確保した上で、報告書の作成・提出等を行う保護司専用ホームページの運用を開始
- 保護観察所等に対して、同ホームページの機能等に関する説明会を開催。保護司に対して、保護観察所を通じて、チラシやマニュアルを送付しているほか、各種研修で同ホームページを紹介

【上記措置の効果】

⇒ 保護司専用ホームページについて、手間が省けたなど保護司から肯定的意見

(保護司からの意見)

- ・ オンラインで各種報告ができるようになったのは、手書き等の手間が省け、良かったと思う。
- ・ デジタルで関係者のやり取りができるようになり良かったと思う。

Ⅲ 保護司候補者の確保のための方策①<保護司候補者検討協議会>

制度・取組の概要

- 法務省は、保護司候補者の確保が従来の方法※1では困難となっている状況に対処するため、保護司候補者検討協議会※2（以下「協議会」という。）の設置を促進

※1 個々の保護司の人脈を活用して保護司候補者に関する情報を集め、退任予定保護司の後任者を探し出す方法等

※2 地域で活動する町内会関係者や民生委員、地方自治体関係者等幅広い分野から選ばれた構成員が、保護司候補者になり得る人材情報の収集及び交換を行うもの

勧告（主な調査結果）

保護観察所に対し、保護司会に、協議会の効果的な開催のための情報の提供に努めさせるべきである。

その際、保護区単位よりも細かな単位での開催がより効果的な場合があることから、協議会の開催事例を分析し、開催単位についての考え方等も示すべきである。

<主な調査結果>

（協議会の開催の有無と候補者確保の効果）

- ✓ 協議会の開催には、保護司候補者の確保に一定の効果がみられた。

※ 協議会で情報提供を受けた候補者からの委嘱が新規委嘱した数の5割以上となっている保護司会もあった。

（協議会の開催単位と候補者確保の効果）

- ✓ 保護区※より小さな単位（分区・支部、小学校区単位）で開催している場合に、情報が多く得られ、保護司候補者の確保につながっている例があるが、こうした情報を共有していなかった。

※ 一つ又は複数の市町村をその区域とし、全国886の保護区ごとに保護司会が組織される。また、保護司会によっては、保護司会の下に分区や支部を組織して活動している。

主な改善措置状況

勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施

- 協議会等に係る好事例を取りまとめ、以下のような事例とそのポイントを保護観察所及び保護司会と共有

- i) 分区等小さな単位で開催した事例（ポイント）

分区等のより小さな単位で行うことが効果的。中には、保護区内を公民館単位で分け、協議会を行っているところもあるが、その地区の実情をよく把握している人に候補者を推薦してもらえるとというメリットあり

- ii) 協議会を年間に複数回開催した事例（ポイント）

幅広い分野の人に保護司になってもらうため、協議会の構成員を固定せず、毎回異なる分野の人に参加してもらうことも効果的。構成員が保護司のことをよく知らない場合もあるので、丁寧に保護司活動を説明することが大事

【上記措置の効果】

⇒ 協議会の開催単位を小さな単位に見直した事例

（見直した保護司会からの意見）

- ・ 従前より小さな単位である分区単位で開催することとした結果、保護司候補者の情報提供が4人から23人に増加した。

⇒ 調査当時、保護司会単位の開催としていた19保護司会のうち、5保護司会が分区等単位での開催の見直しを実施し、その他、6保護司会が開催回数や構成員の見直し等を実施※（令和4年8月1日現在）

※ 次回以降の開催に向け検討に着手している保護司会を含む。

Ⅲ 保護司候補者の確保のための方策②<市町村等の協力>

制度・取組の概要

- 市町村等は、保護司会や保護観察所の活動に対して、必要な協力をすることができる。
- 法務省は、保護司のなり手不足が深刻化していること等を踏まえ、市町村等に対し、保護観察所や保護司会による保護司候補者の確保への協力を依頼
また、保護観察所に対し、市町村等からの一層の協力を得るための活動を積極的に展開するよう求めている。

勧告(主な調査結果)

保護司候補者の安定的な確保の観点から、保護観察所に対し、保護司の充足状況に加え、保護司会や保護司の意向を把握し、考慮するとともに、管内の都道府県や市町村への協力要請を行うよう指導すべきである。

<主な調査結果>

(市町村等の協力状況と保護観察所の取組の関係)

- ✓ 協力していない市町村も一定程度あり、その理由の多くは、保護観察所等から要請を受けていないことであった。
- ✓ 市町村に協力要請していない保護観察所があるが、要請の必要性の判断に当たって、保護司の充足状況や保護司会等の意向が考慮されていない、といった実態があった。
- ✓ 市町村等に協力要請した一部の保護観察所では、市町村の職員やOBの人材情報が提供されるなどの成果があった。

主な改善措置状況

勧告を踏まえ、法務省は、以下の措置を実施

- 総務省との連名で、市町村等に対し、保護司候補者の推薦等の協力依頼を発出。また、法務大臣から、市町村等の長に、保護司活動への協力を求める書簡を送付
- 保護観察所に指示し、保護観察所は、保護司会と協議の上、共に市町村等を訪問し、協力を求めるなどの取組を実施

【上記措置の効果】

⇒ 取組後に、一部の市町村等において、以下の協力が得られた。

- ・ 市町村職員OB等について保護司候補者の推薦や情報提供(実際に保護司に委嘱された事例あり)
- ・ 市町村職員等を対象とした退職者セミナーでの保護司活動に関する説明機会の提供
- ・ 保護司活動に協力する事業主への優遇措置の導入
- ・ 保護司を始めとした更生保護活動功労者への表彰制度の創設

「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 30 年 12 月～令和 3 年 1 月
- 2 対象機関 調査対象機関：法務省
関連調査等対象機関：都道府県（16）、市町村（63）、保護司会（68）、保護司（136）
保護司 136 人以外に「保護司の活動に関するアンケート調査」を実施した。
〔 調査の対象：全国の保護司 4,700 人
有効回収数：4,001 人（回収率 85.1%）
調査の時期：平成 31 年 2 月 8 日～2 月 28 日 〕

【勧告日及び勧告先】 令和 3 年 1 月 29 日 法務省

【回 答 年 月 日】 令和 4 年 9 月 15 日 法務省 ※ 改善状況は、令和 4 年 9 月 12 日現在

【調査の背景事情】

- 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇し続けており（平成 8 年：28%→28 年：49%）、安全・安心な社会の実現のためには再犯防止が極めて重要となっている。
- 再犯防止の一翼を担う更生保護については、保護司を始めとする「更生保護ボランティア」の協力なくして、その実施は困難な状況にある。
- 保護観察対象者（刑務所から仮釈放を許された者等保護観察に付された者。以下「対象者」という。）の類型をみると、「覚醒剤事犯」（平成 30 年：26%）等が高く、近年、「精神障害等」、「家庭内暴力」等が増加し、処遇が困難化している。
- 保護司（平成 29 年 1 月現在約 4.8 万人）は、近年、年 3,000 人前後が退任しており、退任人員が新規の委嘱人員をおおむね上回っている。担い手確保も年々困難となり、活動の継続が危惧される状況にある。
- この調査は、保護司活動に対する指導・支援の充実、担い手の安定的な確保の観点から、保護司活動の実施状況、国による指導・支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>1 保護司の育成＜担当保護司の複数指名＞ （勧告要旨）</p> <p>法務省は、保護観察所に対し、経験年数の少ない保護司の不安・負担を軽減する観点から、保護観察事件等の性質を踏まえつつ、複数指名の好事例を示し、活用を促すべきである。また、保護観察官及び担当保護司に対し、複数指名の際の混乱を防止する観点から、それぞれの保護司の役割等について、保護観察等の対象者やその関係人への説明の実施を徹底させるべきである。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度・取組の概要》</p> <p>○ 保護観察所長は、一人の対象者に対して複数の保護司を指名することができる（注）。</p> <p>（注） 保護司は、対象者ごとに、保護観察所長によって担当に指名される。この指名の実務は、保護観察官が行っている。担当保護司は、対象者について、釈放後の居住先等の調整や、定期的な面接、生活指導等の処遇活動を行っている。</p> <p>○ 法務省は、居住先等の調整や処遇活動の具体的な進め方を学ばせるなど、新任保護司等経験年数の少ない保護司に対する育成等のため、保護観察所に対し、複数指名の検討に当たっての留意点を示している。</p> <p>《調査結果》</p> <p>（委嘱後早期の担当指名の必要性）</p> <p>○ 経験の不足や担当指名がないことが、保護司の不安材料や早期退任の理由となっている状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果では、経験年数6年以内の保護司の約4割は担当経験が全くないとしていた。 ・ また、経験年数6年以内の保護司のうち、約6割は、対象者との面接の経験が少ないことに不安を感じており、約4割は、一人で対象者と面接することに不安を感じていた。 ・ 実地調査の結果では、担当指名がなかったことがモチベーションの低 	<p>法務省においては、保護観察所に対し、「担当保護司の複数指名の積極的な活用について（通達）」（令和3年3月31日付け法務省保観第47号法務省保護局長通達。以下「複数指名通達」という。）及び「「保護司複数指名実施要領」の運用上留意すべき事項について（通知）」（令和3年3月31日付け法務省保観第48号法務省保護局更生保護振興課長・観察課長通知。以下「複数指名運用通知」という。）を発出した。複数指名通達及び複数指名運用通知では、新任保護司（委嘱後4年未満の保護司）が担当する場合は原則複数指名とすることや、中学生である対象者、高齢である対象者、障害のある対象者、薬物事犯者など、学校や福祉機関等の関係機関との連絡調整が必要な事案等複数指名を積極的に実施すべき事案を具体的に示し、複数指名の活用について周知した。また、複数指名をした時には、複数指名された保護司間の混乱を防止する観点から、各保護司の役割について明確化を図り、対象者やその家族等関係人に対しては複数指名運用通知の参考様式（役割説明シート）を活用するなどして、その役割分担について分かりやすく説明することを規定した。</p> <p>さらに、令和3年11月1日に開催した「地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同」の協議事項の一つとして、複数指名の活用状況等を取り上げた。同会同では、以下の内容により、法務省から保護観察所に対し複数指名の更なる積極的活用を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての保護観察所における複数指名通達及び複数指名運用通知を踏まえた複数指名の活用状況等（複数指名の件数、保護司の不安・負担の解消に効果があった又は複数指名に伴う混乱等の解消に効果があった取組、複数指名の課題等）を共有。保護観察所からは、新任保護司と先輩保護司との複数指名をした事案において、新任保護司からの「先輩保護司から留意点等を伺うことができ、安心感があった」との意見等も紹介

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>下につながり、保護司の早期退任の理由となった事例があった。 (複数指名の活用状況)</p> <p>○ 複数指名の実績がある保護司は少ない。実績がある保護司や保護観察官からは、保護司への経験付与、ノウハウ伝承の観点から複数指名に肯定的な意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査では、複数指名の実績がある保護司は23/136人(約2割)であった。 ・ 複数指名を経験した保護司からは、「経験豊富な保護司と共に担当できて心強かった」、「経験豊富な保護司からノウハウを学ぶ場として有効」とする意見があった。 ・ 指名実績がある保護観察官からは、「保護司の負担感を軽減しつつ、担当経験を積ませることができた」など、効果のみられた事例に関する意見があった。 <p>○ 保護観察官の中には、複数指名は「対象者からみたときに、どちらの保護司が主担当なのか混乱する」ため複数指名を行っていないとする例がみられた(保護司からも同旨の指摘があった。)</p> <p>この指摘に関しては、法務省は、担当課長通知(注)にて、保護観察官及び担当保護司に、対象者に対し各担当保護司の役割等について説明させるなどして、その理解を得るよう努めることとしているが、現場に十分浸透していないように見て取れる。</p> <p>(注) 「保護観察等における担当保護司の複数指名について(通知)」(平成25年4月26日付け法務省保観第42号法務省保護局観察課長通知)</p>	<p>されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察所における活用状況のうち、以下の二つの好事例について保護観察所から詳細な内容を共有した。 <p>【事例①】 性別が異なる保護司を複数指名した事例。男性、女性といった視点からそれぞれ指導・助言をするなど、対象者の心情等に配慮したきめ細かな処遇等が可能となった。また、担当保護司間で今後の見通し等を確認できるため、支援が軌道に乗るまでの保護司の心理的な負担が軽減されたほか、頻繁に開催される支援会議の発言も双方から行えるため、発言する際の負担感が低減した。</p> <p>【事例②】 対象者が転居する際、転居前の保護司の継続を希望していたため、転居前の地区の保護司と転居後の地区の保護司を複数指名した事例。転居当初は、転居前の保護司を主担当とし、その後、転居後の保護司と対象者の関係ができてから、転居後の保護司を主担当とした。複数指名の活用により、対象者と保護司双方の不安が軽減された。</p> <p>複数指名通達及び複数指名運用通知施行後における新任保護司の複数指名の活用状況を確認するため、3保護観察所を抽出し、令和3年10月～4年3月末の間に開始された保護観察事件の状況を調べた。その結果、①2回目以降の担当であること、更生保護関係の業務経験があること等により新任保護司が複数指名を希望しなかった、②先輩保護司が近隣におらず、新任保護司以外に指名できる保護司がいなかった、③案件の性質上、保護観察官の直接関与を強化し、保護司のサポートも手厚く行うこととした場合を除き、複数指名が活用されていた。</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況	
	【A観察所】	
	①複数指名した件数	11件
	②複数指名しなかった件数	6件
	③複数指名しなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任保護司が複数指名を希望しなかった 3件 ・ 新任保護司以外に指名できる保護司がいなかった 3件
	【B観察所】	
	①複数指名した件数	11件
	②複数指名しなかった件数	25件
	③複数指名しなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任保護司が複数指名を希望しなかった 16件 ・ 新任保護司以外に指名できる保護司がいなかった 8件 ・ 保護観察官の直接関与を強化し、保護司のサポートも手厚く行うこととした 1件
	【C観察所】	
	①複数指名した件数	24件
	②複数指名しなかった件数	7件
	③複数指名しなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任保護司が複数指名を希望しなかった 6件 ・ 新任保護司以外に指名できる保護司がいなかった 1件

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
	<p>複数指名運用通知においては、各保護観察所の複数指名の実施件数、複数指名の事由について、毎年度法務省が把握することとしており、今後の動向を注視し、必要な措置を講ずる。</p>
<p>2 保護司の活動環境の整備①<保護観察対象者との面接場所の確保支援> (勧告要旨)</p> <p>法務省は、保護司の確保のためにも保護司の職務の環境を改善する観点から、保護司のニーズに応じて自宅以外の面接場所を確保するという目的を明確に踏まえた取組を推進する必要がある。このため、保護観察所に対し、次のような取組を促進すべきである。</p> <p>① 個々の保護司の事情（担当する対象者の事情を含む。）を踏まえた上で、一時的に面接場所に利用できる場所の確保を市町村に依頼するなど、当該保護司や保護司会による面接場所確保を支援する取組</p> <p>② サポートセンターの整備については、その日常の運営等の負担が第一義的には保護司会にあることも考慮しつつ、設置数のみを目標とするのではなく、設置可能な場所や開所可能な時間が保護司による面接場所としての利用に適したものとなるようにする配慮を含め、自宅以外の面接場所確保の目的のために可能な限り最大の効果を上げることができるよう支援をする取組</p> <p>(説明)</p> <p>《制度・取組の概要》</p> <p>○ 保護司が自宅以外に面接できる環境を整備するため（注）、更生保護サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の拡充や公民館等の活用が必要である（「保護司制度の基盤整備に関する検討会報告書」（平成24年3月））。</p> <p>（注） 上記の報告書では、薬物や、精神疾患など、複雑・多様な問題を抱えた対象者等を自宅に招き入れることについて家族の理解が得られないケースや、マンションなど居宅の構造上自宅での面接が困難な者が増加していることが保護司確保を困難にしている大きな要因の一つとされている。</p>	<p>法務省においては、令和3年6月、保護司会等（当該保護司会に分区等がある場合において、抽出された複数の分区等を含む。）及び抽出した保護司を対象に、自宅以外の面接場所に係る実態調査を実施した。その結果、以下のような状況が分かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> サポートセンターを面接場所として利用している保護司は約3割にとどまっている。サポートセンターを利用しない理由については、「サポートセンターまでの交通の便がよくない」、「夜間や土日祝日に利用できない」との意見が多かった。 約6割の保護司会等において、サポートセンター以外の面接場所として利用可能な公共施設を確保できていない。 <p>保護観察所に対しては、管内における当該調査結果を踏まえ、保護司会と協議するなどして、保護司会ごとの面接場所の確保に関する対応方針（以下「面接場所対応方針」という。）を取りまとめた上で、市町村等に働き掛けるなどして、保護司の自宅以外の面接場所の確保に努めるよう指示をした。保護観察所は、面接場所対応方針に基づき、保護司会と共に市町村等に訪問し協力を求めるなどの取組を行っている。また、総務省との連名で、「保護司活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）」（令和3年7月15日付け総行政第151号・法務省保更第111号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知。以下「依頼通知」という。）を発出し、市町村等に対し、面接場所の確保等の内容を含む協力を依頼するとともに、法務大臣から、都道府県知事及び市区町村長宛てに、保護司活動への</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>○ サポートセンターは、保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行うための地域における活動拠点であり、法務省は、保護司や保護司会の活動を支援するため、保護司会によるサポートセンター設置を推進している（注）。</p> <p>（注） 令和元年度末までに、全保護司会がサポートセンターを設置済みとなっている。</p> <p>《調査結果》 （保護司による自宅以外の面接場所の確保）</p> <p>○ 自宅以外の場所で面接を行うことがある保護司は多く、その理由として、自宅を面接場所にする際に感じる不安や負担感を挙げる者が少なかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果では、保護司の約7割は、対象者との面接を自宅以外の場所で行うことがあり、このうち、約3割は、面接場所の確保に関する「不安や負担を感じている」としていた。 実地調査では、自宅以外の場所で面接を行うことについて、「近隣住民の目が気になったため、ファミリーレストラン等で面接していた」、「ファーストフード店の利用時の経費負担が生じる」などの意見が聴かれた。 <p>（サポートセンターの利用状況等）</p> <p>○ 法務省は、サポートセンターの設置場所について、原則として、公的な建物等に常時専有できる事務室を確保することとしている。実地調査結果では、サポートセンターを設置していたのは48/68保護司会（約7割）であり、このうち、公的機関の施設内にサポートセンターを設置していたのは41保護司会（約8割）となっていた。</p> <p>○ サポートセンターの面接利用は低調となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果では、保護司の約7割は、対象者との面接でサポートセンターを利用していなかった。サポートセンターを利用していない理由については、「自宅等から遠い」（約7割）、「夜間や土日祝日 	<p>協力を求める書簡（令和3年7月29日付け。以下「法務大臣書簡」という。）を送付した。</p> <p>上記の取組の結果、令和4年4月までに、103の保護司会において、面接場所として利用可能な公共施設を新たに確保した（注）。また、新たに37の保護司会において、サポートセンターその他の面接場所につき、土日祝日や夜間も利用可能とするといった開所時間の見直し、より利用しやすい場所への移転といった設置場所の見直しが行われた。</p> <p>（注） 面接場所対応方針等に基づき、297保護司会において市町村等に協力依頼を実施</p> <p>面接場所として利用可能な公共施設を新たに確保した保護司会及び面接場所の開所時間、設置場所等の見直しがなされた保護司会からは、「面接場所として、サポートセンター以外の公共施設が多数確保され、自宅から面接場所までの距離が近くなり利用しやすくなった」、「サポートセンターについて、同センターが入居する公共施設の開所時間以外でも、使用申込書を提出することで使用可能になり、使い勝手がよくなった」、「自治体への働き掛けの結果、サポートセンターの設置場所が見直され、使い勝手がよくなった」といった意見が聴かれた。</p> <p>今後も引き続き市町村等への働き掛け等必要な措置を講じ、自宅以外の面接場所の確保を図っていく。</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>に利用できない」(約3割)などとなっていた。</p> <p>○ 設置場所や開所時間と、保護司の実際の活動とが必ずしもマッチしていない事情がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司会の担当区域が広い場合、自宅からサポートセンターが遠い保護司はおのずと存在することとなる状況がみられた。 実地調査結果では、サポートセンターの開所時間は、8割超が平日のみの昼間(9時～18時の間)であった。一方、アンケート調査では、面接を行う主な時間帯について、約4割の保護司が平日の夜間(18時以降)、約2割の保護司が土日祝日と回答していた。 <p>○ こうした中、保護司の要望を踏まえ、一時的な面接場所の確保、サポートセンターの開所時間の見直し等に取り組む保護司会がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実地調査結果では、サポートセンターが遠いとの意見があったため、一時的に面接に利用できる場所を5か所確保した、平日に仕事をしている対象者のため、サポートセンターを日曜日にも開所したなどの事例があった。 	
<p>2 保護司の活動環境の整備②<報告書に係る情報技術の活用> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、保護司の負担を軽減する観点から、報告書の作成・提出に情報技術が利用できるようにするため、例えば、報告書の内容の秘匿性に応じてセキュリティを確保した情報システム環境を整備するとともに、その運用を徹底するための保護観察官や保護司に対する研修を実施するなどの措置を講ずるべきである。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度・取組の概要》</p> <p>○ 保護司が作成して保護観察所長に提出する保護観察経過報告書等は、犯罪をした人や非行のある少年の保護観察の経過等について記載するもの(注)であり、秘匿性が求められるものである。</p> <p>(注) この報告等を考慮し、保護観察官が対象者の保護観察の実施計画の見直しや</p>	<p>法務省においては、令和3年8月、十分な情報セキュリティを確保した上で、報告書の作成・提出等、活動の一部をウェブ上で行うことができる、保護司専用ホームページの運用を開始した。具体的には、同ホームページ上に、①更生保護官署(地方更生保護委員会及び保護観察所)がアップロードした資料を閲覧することができる機能、②更生保護官署から保護司宛てに通知を行うことができるほか、更生保護官署と保護司又は保護司同士で双方向のやりとりができる機能、③保護司が各種報告書を作成・提出することができる機能を順次リリースしている。同ホームページ開発に当たっては、画面のデザインを分かりやすく、操作が煩雑にならないように留意した。</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>担当保護司への助言等を行う。</p> <p>○ 法務省は、報告書の作成に当たっては、パソコンなどの電子機器を利用することができることを示すとともに、書類よりも個人情報の漏えいの危険性が高いとし、パソコンを利用する場合には、インターネットに接続していないパソコンを使用するなどの留意点を示している（「保護司のてびき（平成30年度版）」（法務省保護局））。</p> <p>《調査結果》 （報告書の作成・提出方法の状況）</p> <p>○ 情報セキュリティへの懸念等から、報告書の作成にパソコンを利用している保護司は少なく、保護観察官によっては、積極的にパソコンの利用を勧めていない実態があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査結果では、保護観察事件等を担当したことがある保護司のうち、パソコンを利用せず手書きで報告書を作成している保護司が、97/125人（約8割）であった。当該保護司からは、「個人情報の漏えいの危険を回避するため」、「できるだけ使用しないよう保護観察官に言われている」といった理由が聴かれた。 <p>○ 電子メールでの報告書の提出が認められておらず、多くの保護司は郵送により提出していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査結果では、常に郵送で提出している保護司は102/125人（約8割。その他23人は、郵送＋持参又は持参）であった。 <p>（報告書の作成・提出の負担）</p> <p>○ 報告書の作成・提出に負担を感じている保護司は多く、手書きや郵送が手間とする意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果では、保護司の約5割は、報告書の作成・提出に負担を感じていた。また、実地調査において、報告書の作成・提出に負担を感じている保護司からその具体的な内容を聴取したところ、「手書きでの記載が手間」、「重さを量るため郵便局へ出向くことが手間」などの意見が聴かれた。 	<p>また、令和4年1月には更生保護官署に対して同ホームページの機能等に関する説明会を開催するなどして、その運用を徹底するための措置を講じている。保護司に対しては、保護観察所を通じて、チラシやマニュアルを送付しているほか、各種研修でも同ホームページの紹介をしている。このほか、一部の保護観察所では、説明会を実施しており、アカウントをその場で作成したり、操作方法を解説したりしている。</p> <p>令和4年2月に開催した、若手保護司を中心としたオンラインフォーラムでは、保護司専用ホームページについて意見を伺う時間を設けており、「オンラインで各種報告ができるようになったのは、手書き等の手間が省け、良かったと思う」、「デジタルで関係者のやり取りができるようになり良かったと思う」といった意見が聴かれた。</p> <p>保護司における本ホームページのアカウント数は、令和4年4月1日現在約1万4,000であったところ、令和4年6月1日現在では、約1万5,000となっている（令和4年1月1日現在の保護司の人員は4万6,705人）。</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>(最近の動き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(令和2年7月17日閣議決定)において、書面・押印・対面を前提とした制度・慣行を見直し、リモート社会の実現に向けて取り組むこととしている。 ○ 法務省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止で活動が制限される中、保護司の活動の在り方の一つとしてICT化を進める必要があるとしている。 	
<p>3 保護司候補者の確保のための方策①<保護司候補者検討協議会> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、保護司候補者確保のため、各地における協議会開催を推進するのであれば、開催に係る負担と成果を考慮し、保護観察所に対し、共同開催者である各地の保護司会に、協議会の効果的な開催のための情報の提供に努めさせるべきである。その際、地域によっては保護区単位よりも細かな単位での開催がより効果的な場合があることから、各地の協議会の開催事例を分析し、開催単位についての考え方等も示すべきである。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度・取組の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省は、これまで主流としていた保護司の人脈での保護司候補者の確保が困難化するなどの問題が生じているとしている。 ○ こうした問題の解決を図るため、法務省は、地域で活動する町内会関係者や民生委員、地方自治体関係者等幅広い分野から選ばれた構成員が、保護司候補者になり得る人材情報の収集及び交換を行う、保護司候補者検討協議会(以下「協議会」という。)の設置を促進している。 	<p>法務省においては、保護観察所から収集した協議会等に係る好事例を取りまとめ、令和3年6月、保護観察所及び保護司会と共有を行った。事例集においては、以下のような事例と事例を分析したポイントを記載し、協議会の効果的な開催についての情報等を示している。</p> <p>【事例①】 協議会の開催単位を、校区や公民館単位等の小さな単位で行うことで、よりその地域の実情を把握している人に候補者を推薦してもらっている事例</p> <p>(事例①ポイント) 分区等のより小さな単位で行うことが効果的。中には、保護区内を公民館単位で分け、協議会を行っているところもあるが、その地区の実情をよく把握している人に候補者を推薦してもらえるというメリットあり</p> <p>【事例②】 協議会を年間に複数回行うことで、より多くの人材情報を得て、保護司の委嘱につなげられた事例</p> <p>(事例②ポイント) 幅広い分野の人に保護司になってもらうため、協議会の構成員を固定せず、毎回異なる分野の人に参加してもらうことも効果的。構成員が保護司のことをよく知らない場合もあるので、丁寧に保護司活動を説明することが大事</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>(協議会の開催の有無と候補者確保の効果)</p> <p>○ 協議会の開催には、保護司候補者の確保に一定の効果がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査結果では、協議会を開催（平成28年度～30年度）している保護司会は47/68保護司会（約7割。21保護司会は未開催）であった。 ・ 40保護司会において、計452人の保護司候補者の情報が提供されていた。 ・ 16保護司会では、協議会で情報提供を受けた候補者からの委嘱が新規委嘱した数の5割以上であった。 ・ 協議会の未開催（21保護司会）の理由として、過去に一度も協議会を開催していない13保護司会からは、協議会開催で担い手が確保できるのか疑問であること、開催経験があるが直近では開催していない8保護司会からは、協議会を開催したが成果があがらなかったこと等が挙げられた。 <p>(協議会の開催単位と候補者確保の効果)</p> <p>○ 協議会を保護区（注）より小さな単位で開催している場合に、情報が多く得られ、保護司候補者の確保につながっている例があったが、こうした情報を共有していなかった。</p> <p>(注) 一つ又は複数の市町村をその区域とし、全国886の保護区ごとに保護司会が組織される。また、保護司会によっては、保護司会の下に分区や支部を組織して活動している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査結果では、協議会の開催を分区・支部や小学校区単位としている保護司会は28/47保護司会（約6割。19保護司会は保護区単位）であった。 ・ 分区等の単位で開催している協議会では、当該地区に詳しい住民を構成員とすることができ、人材情報を多く得られ、委嘱につながる者も多い事例があった。 ・ 保護区域の可住地面積が同程度の保護司会をみると、分区等の単位で開催する方が、保護区単位での開催より人材情報の提供数が多かった。 	<p>事例集の共有後に、協議会の開催を見直した保護司会に対し、見直し後の状況を確認したところ、「従前より小さな単位である分区単位で開催することとした結果、保護司候補者の情報提供が4人から23人に増加した」といった声が聴かれた。</p> <p>また、総務省の結果報告書において、協議会を保護区単位で行っているとしていた19保護司会に事例集共有後の見直し状況を確認したところ、5保護司会が分区等単位での開催の見直しを行っており、その他、6保護司会においては、開催回数や構成員の見直し等を行っていた（注）（令和4年8月1日現在）。</p> <p>(注) 次回以降の開催に向け検討に着手している保護司会を含む。</p> <p>今後も会議における協議会の事例共有等必要な措置を講じ、効果的な協議会の開催を図っていく。</p>

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校1～3校分の区域単位で開催する方が、10校分以上での開催より情報を得られる割合が高かった。 	
<p>3 保護司候補者の確保のための方策②<市町村等の協力> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、保護司候補者の安定的な確保の観点から、保護観察所に対し、保護司の充足状況に加え、保護司会や保護司の意向を把握し、考慮するとともに、管内の都道府県や市町村への協力要請を行うよう指導すべきである。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度・取組の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等は、保護司会や保護観察所の活動に対して、必要な協力を行うことができる(保護司法(昭和25年法律第204号)第17条、更生保護法(平成19年法律第88号)第2条第2項)。 ○ 法務省は、保護司のなり手不足が深刻化していることなどを踏まえ、市町村等に対し、保護観察所や保護司会による保護司候補者の確保への協力を依頼している(注1)。 <p>また、保護観察所に対し、市町村等からの一層の協力を得るための活動を積極的に展開するよう求めている(注2)。</p> <p>(注1) 「保護司活動に対する御理解・御協力について(依頼)」(平成26年6月30日付け総行政第107号・法務省保更第72号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知)及び「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に対する一層の御理解・御協力について(依頼)」(令和元年5月8日付け総行政第4号・法務省保更第1号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知)</p> <p>(注2) 「保護司活動に関する地方公共団体に対する協力等依頼について(通達)」(平成26年6月30日付け法務省保更第73号法務省保護局長通達)及び「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について(通達)」(令和元年5月8日付け法務省保更第2号法務省保護局長通達)</p>	<p>法務省においては、令和3年7月、市町村等に対し、総務省との連名で依頼通知を発出して、保護司候補者に関する情報提供及び職員の推薦等の内容を含む協力依頼をするとともに、法務大臣書簡を送付した。また、その際、各保護観察所に、保護司会と協議の上、市町村等に働き掛けるなどして、保護司候補者の確保に努めるように指示をしている。</p> <p>保護観察所は、法務省の指示を踏まえ、管内の市町村等に対し、保護司会と共に訪問し協力を求めるなどの取組を行っており、取組後に、一部の市町村等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員OB等について保護司候補者の推薦や情報提供(実際に保護司に委嘱された事例あり) ・ 市町村職員等を対象とした退職者セミナーでの保護司活動に関する説明機会の提供 ・ 保護司活動に協力する事業主への優遇措置の導入 ・ 保護司を始めとした更生保護活動功労者への表彰制度の創設等の協力が得られた。

勧告事項等	法務省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》 (市町村等の協力状況と保護観察所の取組の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力していない市町村も一定程度あり、その理由の多くは、保護観察所等から要請を受けていないことであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査結果では、保護司候補者の確保に協力している市町村は34/63市町村(約5割。29市町村は非協力)であった。 ・ 協力していない理由は、「要請がない」が最も多く、要請がないとして協力していない市町村の中には、「要請があれば対応する」との意見もみられた。 ○ 市町村に協力要請していない保護観察所があるが、要請の必要性の判断に当たって、保護司の充足状況や保護司会等の意向が考慮されていない、といった実態があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査結果では、管内に協力要請を行っていない市町村がある保護観察所は9/17保護観察所であり、要請していない理由は、「管内の保護司の充足率が高い」、「保護司が後任者を探すのが慣例」などであった。 ・ しかしながら、協力要請がなされていない市町村を担当地域とする保護司会の約4割(11/30保護司会)は、保護司充足率が全国平均(90.7%)を下回っている状況がみられた。 ・ 保護司は、後任者を見付けることが負担で市町村の協力を望んでいるが、保護観察所は、退任する保護司が後任者を探すのが慣例であり市町村への協力要請の必要がないとしている事例等もみられた。 ○ 市町村等に協力要請した一部の保護観察所では、市町村の職員やOBの人材情報が提供されるなどの成果があった。 	